

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式  
移動平均法による原価法
  - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
商品・貯蔵品  
移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	10～31年
什器・備品	5～8年
  - (2) 無形固定資産  
ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
4. リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. ヘッジ会計の方法
  - (1) ヘッジ会計の方法  
金利スワップについては、特例処理の要件を充たしているため、特例処理によっております。
  - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段：金利スワップ取引  
ヘッジ対象：変動金利借入
  - (3) ヘッジ方針  
将来の金利変動リスクを回避する目的でヘッジしております。
  - (4) ヘッジ有効性評価の方法  
特例処理によっている金利スワップのため、有効性の評価は省略しております。
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 会計処理の変更

### (固定資産の減損に係る会計基準)

当中間会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これにより税引前中間純利益が48,658千円減少しております。

なお、減損損失累計額については、改正後の中間財務諸表等規則に基づき当該各資産の金額から直接控除しております。

### (役員賞与に関する会計基準)

当中間会計期間から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

### (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)

当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

従来の「資本の部」の合計に相当する金額は2,452,878千円であります。

なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。

### (ストック・オプション等に関する会計基準等)

当中間会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。